

社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和61年3月31日

第18号(通刊46号)

昭和61年
春光号



つくし野の桜

題字は早川町田税務署長

目次

ガンから身守る食生活	2
青年部会だより	4
法人税シリーズ	5
法人会の事業報告〈1～3月〉	10
新入会員の紹介	11
事務局だより	12

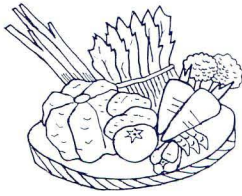
＝増やそう法人会員＝

当世 **ガン** から身守る食生活

やはり禁煙・緑黄野菜

海草・適量・塩控え目に

身近な注意でこうも違う——



- ◇…… 死亡率のトップを独走するガン。残念ながら予防も治療も确实……◇
- ◇……な決め手はまだないが「これだけ注意すれば相当防げる」と推測……◇
- ◇……されるデータは着々と蓄積されている。最近の学会で発表された……◇
- ◇……研究の中から、比較的身近な事例を紹介しよう。 ……………◇

(西井 芳夫 記者)

愛知県がんセンターの小川浩主任研究員らのグループは同県内のガン患者のうち、親と兄弟、姉妹にもガン保有歴のある20歳以上の患者 9,131人を対象に、同一家族でどんなガンにかかっているのか、また喫煙、飲酒などの環境因子がガンとどう関係があるのかを調べてみた。

その結果、胃ガンと直・結腸ガン、乳ガンの3つは、他のガンに比べて同じ家族内にかかる率が1.63倍から3倍以上も高いことがわかった。中でも胃ガンと直・結腸ガンの場合には、親よりも兄

弟、姉妹の方がかかりやすい傾向が出た。

次に、胃ガンと直腸ガンについて、家族の中にこの2つのガン保有歴のある場合とない場合、それに飲酒、喫煙、職業の環境因子を組み合わせ、相対的な危険度を求めた。その結果が図1と図2である。この組み合わせでも、どちらも家族にガンの保有歴のある場合は、同じガンにかかる危険性は高いが、喫煙は特別な原因とはなっていない。

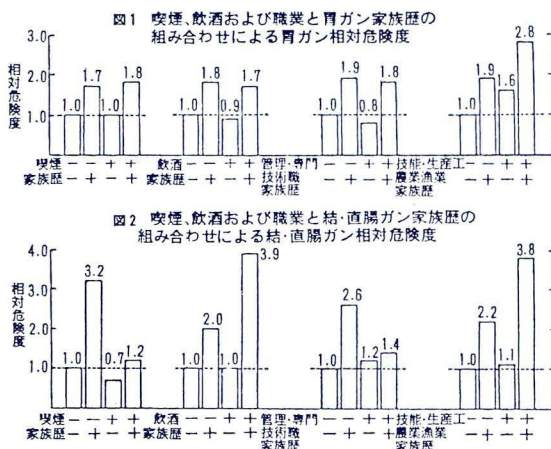
しかし、肺ガンの場合は明らかに喫煙も家族のガン保有歴とも関係する傾向がはっきりと出た

(図3)。

胃ガンの場合、食生活が重要で、熱い物を食べないとか、胃の粘膜を保護することが予防になる。また直・結腸ガンは肉と脂肪を多くとり、食物繊維が少ない西欧型の食事に多いことがわかっていて、全ガンに占めるこうした環境因子の割合は相当高く、たばこをやめれば男の肺ガンの7割はなくなると見られている。

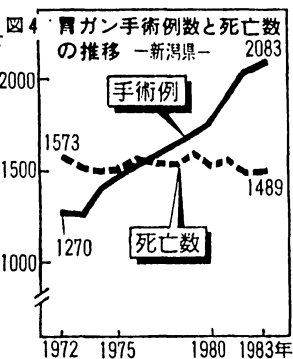
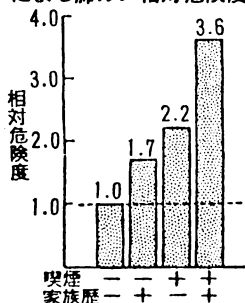
小川主任研究員は「今回の研究で胃ガン、結・直腸ガンは親子よりも兄弟間にかかる危険性が高いと出たが、恐らく食生活や好みで兄弟、姉妹の方が似た環境にあるからではないか」という。

食生活が、明らかにガンを減らしている



▲注 — (マイナス)は喫煙、飲酒などの経歴、および家族に胃ガンの経歴がないことを示す。どちらも一の場合を危険度の基準としている。

図3 喫煙と肺ガン家族歴の組み合わせによる肺ガン相対危険度



るものの、手術だけは急増している傾向が続いている(図4)。

新潟県立ガンセンター新潟病院の佐々木寿英外科部長が調べてみると、70歳以上の高齢者の手術ができるようになったことが大きな要因。さらに50代、60代では早期ガンの手術も急増していることもわかった。

ともあれ、予防の心がけはできる。愛知県がんセンター研究所疫学部などが提唱する「ガン予防・健康増進のための食生活・五つの誓い」を紹介する――。

- ① 食生活は規則正しく、よくかみながらゆっくりと。
- ② 偏食にならないよう、バランスよく腹八分目に。
- ③ 緑黄色野菜や海藻を十分にとり、塩分はひかえ目に。
- ④ 熱いお茶やみそ汁は少しさましてから飲むように。
- ⑤ たばこは吸わないように、酒はひかえ目に。

さらに、同じ食品を繰り返し食べない。おこげ、カビの生えたものは食べない。過度に日光に当たらない。過労を避け、清潔を保つ――などがガン防止につながる。

(読売新聞ヨリ転載)

として注目されているのが、菜食主義の人々。東京衛生病院の林高春院長らのグループは、禁煙、禁酒、カフェインをとらず、卵と牛乳を食する以外は菜食主義のキリスト教の一宗派、セブンスデー・アドベンチストの信者約7,700人を対象に、死因を調べた。

結果は、一般の人たちに比べて全部のガンについて、女は95%と大差なかったが、男は死亡率が35%で、極端に低かった。また胃ガンは男女とも低かった。

原因として、男の場合は喫煙の影響がまず考えられるが、林院長は「加熱によって発ガン物質のできる肉と魚は避けたい。いろいろな種類の植物性たんぱくを組み合わせればいい」と主張する。

だが多くの日本人にとって肉や魚は好物である。しかも腹いっぱい食べられる時代。年々死亡率は下がっているとはいえ、胃ガンはまだガンの中でトップである。新潟県でも死亡率は減ってい

町田税務署からのお知らせ

～「税の相談日」がふえました～

町田税務署では、これまで毎月1回第3木曜日を税務相談官による「税の相談日」として、皆さんからの相談をお受けしておりましたが、4月から毎月の第1木曜日にも「税の相談日」を設けることになりました。

これらは、第1木曜日と第3木曜日が定期相談日となりますので、国税に関することで不明なことやお困りのことがありましたら、お気軽においでになってご相談ください。

青年部会が視察研修会

＝大蔵省印刷局〈紙幣〉小田原工場を見学＝

町田法人会青年部会（金子仙太郎部会長）では、自店の営業実績を更に高めるために、毎年恒例になっている視察研修会を2月14日金曜日午前8時30分市役所前に集合し、大型バスを借切って行われた。

今回は当青年部会のほか、婦人部会及び町田間税協力会並びに町田税務署の方々と各方面からのご出席を頂き、総勢60余人の多数になりました。車中での部会長の挨拶も感謝の気持を表わすことでいっぱいでした。又、車中において税務署法人税指導官による、本年度変る予定の税金制度等についてミニ税務研修が行われました。そして第1目的地、大雄山（道了尊）を参拝し、天狗の下駄の数の多さ、大きさ等に会員もびっくりしながらもこもごもの願いをし、次の目的地、小田原の鈴広センターに寄りました。

ここで昼食をとった後、工場見学をし、ビデオ

によるかまぼこの出来るまでの詳しい説明を聞き、いよいよ本日の目玉でもある大蔵省印刷局（紙幣）へ到着しました。ここで税務署長と合流し見学することになりましたが、さすが大蔵省！ 全員の名簿と本人が一致しているか等の厳しいチェックを受けた後、3班に分かれて、すかしの工程、印刷のしかた、切断等、普通では見られない所まで税務署のおはからいで見学させていただきました。心より感謝しながら無事午後7時30分市役所前に到着しました。出席者の多くの方から是非この様な企画を今後も続けてほしいとの暖かいおことばもありました。青年部会としても、出席してよかった、と云う催しを検討していくつもりです。

尚、青年部会では会員も募集しておりますので、多数の方の問い合わせをお待ちしております。

(26) 2453 町田法人会事務局まで

確定申告が間違っていたら

芝居や相撲の最終日は「千秋楽」、略して「らく」とも言われておりますが、これは雅楽の曲名から由来しているとか。

昭和60年分の確定申告も3月15日が期限で千秋楽となりました。しかし、芝居や相撲と異なるのは、千秋楽で全て終了というのではなく、申告が間違っていたときは改めなければならぬことです。また、ついっかり確定申告を忘れていたという人は、すぐ確定申告書を提出する必要があります。

そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続について説明しますと

（税額を少なく申告したとき）
この場合は、正しい金額にするために、「修正申告」をしてく

ださい。税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

なお、修正申告によって新たに納付しなければならぬ税額には、3月16日から延滞税がかかっていますので早めに納付してください。

（税額を多く申告したとき）

この場合は「更正の請求」によって訂正することになります。この更正の請求ができるのは申告期限から一年以内です。請求内容が正当と認められたときは、納め過ぎの税金は還付されます。

修正申告、更正の請求、期限後申告の手続などについて、分からない点はお近くの税務署や税務相談室へご相談ください。

税務調査から見た誤りやすい経理処理

評価損は販売見込価額まで

機械を取り外しただけでは評価損不可

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、工作機械のメーカーであるが、台風で倉庫が浸水し製品 2,000万円が被害を受けた。期末にその帳簿価額をスクラップ価額の 300万円まで減額し、1,700万円の評価損を計上した。

ところが、評価損はその製品の期末における販売見込価額によって計算すべきであると税務調査で指摘され、次の通り更正された。

○会社計算

製品の帳簿価額	2,000万円
スクラップ価額	300万円
評価損計上額	1,700万円

○税務計算

製品の帳簿価額	2,000万円
販売見込価額	800万円
評価損計上額	1,200万円
差引評価損否認額	500万円



〈ケース2〉 B社は、工業製品の製造業者であるが、新たに数段能率のよい新式機械が出たため、従来使用していた機械を、期末にこの新式機械に入れ替えた。

取り外した旧機械の帳簿価額は 200万円であるが、売却見込価額は40万円である。この差額 160万円について、期末に評価損を計上したところ、税務調査で、評価損の計上は認められない旨、指摘された。

なぜ否認されたか

法人の資産は、原則として、評価損の計上ができません（法33①）。しかし、例外として、預金、貯金、貸付金、売掛金などの債権以外の資産については、災害など特定の事実が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下ることとなった場合には、評価損を計上することができます。

●棚卸資産の場合は、次の理由で時価が帳簿価額より低下したときは評価損を計上することができます（令68-）。

- (1) 災害により著しく損傷したこと。
- (2) 著しく陳腐化したこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続きの開始決定または商法の規定による整理開始の命令があったことにより評価換えをする必要が生じたこと。
- (4) (1)から(3)までに準ずる特別の事実が生じたこと。

(2)の場合の「著しく陳腐化した」とは、棚卸資産そのものには物質的欠陥がないにもかかわらず、経済的環境の変化により、その価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる場合をいい(基通9-1-4)、例えば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績などに照らして明らかなケースや、用途の面ではおおむね同様であるものが、型式、性能、品質などが著しく異なる新製品が発表されたことにより、今後、通常の方法により販売することができないケースなどがこれに該当します。

(4)の「(1)から(3)までに準ずる特別の事実」とは、例えば破損、型くずれ、棚ざらし、品質変化などにより、通常の方法では販売できない場合や、和議法の規定による和議の開始決定があったことにより、棚卸資産について評価換えをする必要が生じた場合が該当します。

●固定資産の場合は、次の理由などにより時価が著しく低下したときに、処分可能価額まで評価額を引き下げ、評価損を計上することができます(令68三)。

- (1) 災害により著しく損傷したこと。
- (2) 1年以上にわたり遊休状態にあること。
- (3) 本来の用途に使用することができないため、他の用途に転用されたこと。
- (4) その資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。

☒ なお、次のような場合は、評価損の計上ができません(基通9-1-18)。

- 過度の使用または修理不十分等のため、著しく損耗していること。
- 減価償却を行わなかったため、償却不足額が生じていること。
- 取得時の事情などで、同種の資産の価額に比して高いこと。
- 機械および装置が製造方法の急速な進歩により旧式化していること。

ところで、評価損の額は、その資産の帳簿価額と時価との差額ですが、この場合の時価は、その資産が使用収益されるものとして譲渡される場合に通常付される価額をいうこととされています(基通9-1-3)。従ってこの場合の時価は、単にスクラップ等としての処分見込価額ではありません。

以上、ケース1の場合は、この理由に基づいて、時価とスクラップ価額との差額500万円の損金算入が否認されたものです。

また、ケース2の場合は、単に、より能率的な機械に替えるために取り外しただけのことで、旧機械が物理的または経済的に使用に耐えなくなったというわけではないことから、その評価損の計上を否認されたものと思われます。

- アドバイス**
- ① 評価損の計上は、損金経理が条件。
 - ② 季節はずれ、流行遅れなどの商品は、ディスカウントセールの目玉商品などとして、早く現金化するのが得策。
 - ③ 新式機械を導入するため取り外した旧式の機械でも、その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる機械については、有姿除却ができる(基通7-7-2)。

使用人兼務役員とされない役員も多い

従業員賞与と同時支給も損金の要件

調査官はここを否認した

同族会社であるA株式会社の役員の出資割合は次の通りである。

甲	48%	代表取締役
乙	20%	常務取締役（友人）
丙	5%	取締役営業部長（甲の長男）
丁	0%	取締役経理部長（甲の妻）

これ以外の株式27%は一般社員が保有しており、その保有割合はいずれも5%以下である。

A社では、前記の乙、丙および丁に対し使用人兼務役員の使用人分賞与を支給したが、税務調査で次の通り乙および丁に支給した賞与は、役員賞与として損金計上を否認された。

	(支給額)	(税務調査の結果)
乙	150万円	損金計上を否認
丙	140万円	損金計上を是認
丁	100万円	損金計上を否認

なお、A社が支給した賞与のうち、使用人賞与の最高額は総務部長の200万円であった。

なぜ否認されたか

役員賞与は、その事業の経営に関する役員の功績に対して支給される報奨金であり、本来は法人が獲得した利益の分配として支給される性格のものでありますから、

法人税法上、損金として認められていません（法35①）。

ところが、役員に対する賞与はすべて損金と認められないとすると実情にそぐわない面もでてきます。すなわち、役員とはいっても企業の経営に役員として参画することより、一般の使用人と同様な日常業務に携わっている人が非常に多いという実情を考えなければなりません。

そこで、法人税法では、使用人としての職務を有する役員（いわゆる使用人兼務役員）の職務に対する賞与については、次の要件のすべてを満たす場合に限り損金として認められることになっています（法35②⑤）。

- (1) 工場長、部長、課長などの使用人としての職務を有する役員であること。
- (2) 使用人と同一時期に支給していること。
- (3) 決算において損金経理をしていること。
- (4) 使用人分賞与として相当な金額であること。

この事例についてみますと、A社では乙、丙および丁はそれぞれ役員になっているが、役員としてよりも、むしろ使用人としての職務に従事させていて、その賞与の支給額も他の使用人に支給した賞与（最高200万円）に比べ、不相当に高いといえるものではないとして損金に計上したものと思われます。

しかし、役員が使用人としての職務を行っていても、社長、専務取締役、常務取締役など代表権がある役員や監査役などは、この使用人兼務役員にはならないとされています。

従って、乙は常務取締役ですから、乙に対する賞与は損金として認められません。

次に、丙（取締役営業部長）および丁（取締役経理部長）は、先に述べたような代表権を有していない平取締役ですが、A社のような同族会社である場合には、使用人兼務役員と認められないことがあります。

つまり、その役員が次の要件のすべてを満たす場合には、使用人兼務役員と認められないこととなります。

(1) その役員の属する株主グループの同族会社の判定グループとなっていること。

(注) 判定グループとは、そのグループが第3順位までに入る大株主グループであり、かつ、そのグループが入って初めて全株式の50%以上となる場合のそのグループをいいます。

(2) その役員の属する株主グループの持株割合が10%超であること。

(3) 本人（その配偶者およびこれら夫婦の持株割合が50%以上である他の会社を含む）の持株割合が5%超であること。

そこで、A社の株主構成を考えると、甲、丙および丁の3人は、同一株主グループであり、各人の持株割合を合計すると53%になりますから、前述の(1)と(2)の要件には該当することになります。

ところが、(3)の要件については、丙は持株割合が5%であり、該当しませんから、使用人兼務役員になり、支給した賞与は損金として認められます。

しかし、丁についてみると丁自身は株主ではないけれども、(3)の要件のカッコ書きで、その配偶者である代表取締役甲を含めて5%超かどうかの判断を行うこととされていますので、甲夫婦の持株割合の合計は48%であり、丁は(3)の要件にも該当し、使用人兼務役員とはなりませんから、支給した賞与は損金と認められません。

なお、使用人兼務役員に該当するか否か、また、その賞与が損金となるか否かの判定については、次ページのチェック表を参考にしてください。

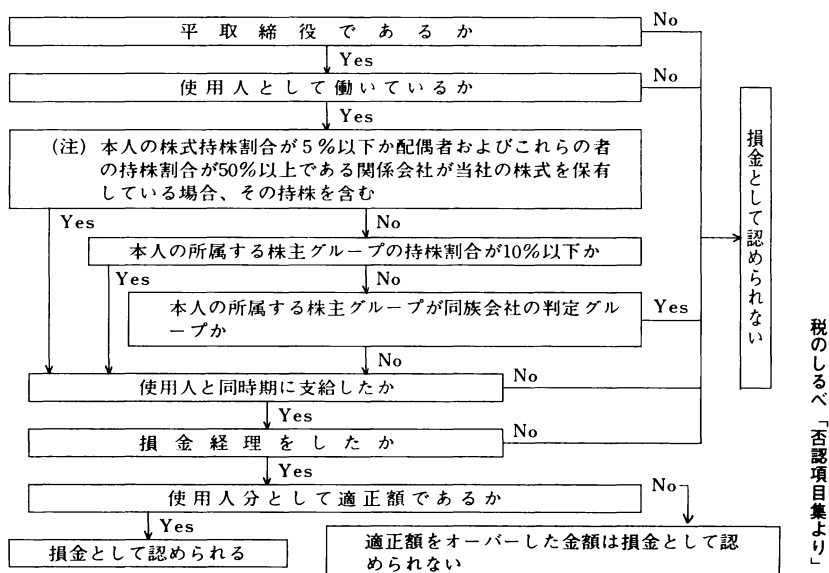
アドバイス

① 役員賞与のうち、使用人兼務役員に対するもので、他の使用人に対して支給する時期に支給するなど一定の要件を満たすものは損金になる。

② いわゆる専務、常務などという役員は使用人兼務役員にならないので、肩書をつけることについては注意を要する。

③ 同族会社の中心株主の家族は使用人兼務役員とならないことが多いので、次ページのチェック表で判定するとよい。

使用人兼務役員賞与のチェック表



弁護士へ支払う不動産仲介手数料

Q 当社では、新たにK市に工場をつくるべく準備していましたが、地主との売買予約契約書の効力等についてトラブルが生じたため、顧問弁護士に地主との土地取得交渉を一任していたところ、この度用地の取得に成功しました。

そこで、顧問弁護士に対して、土地の仲介手数料として1,000万円を支払いますが源泉徴収が必要でしょうか。

なお、月額10万円の顧問料については源泉徴収しております。

A 弁護士法3条では、弁護士の職務を「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと」と定めています。

この弁護士法の職務と、所得税法204条1項2号にいう「弁護士の業務」との関係については明確な定めはありませんが、弁護士に支払う報酬については、明らかに弁護士としての資格に基づかない単なる役務の提供の対価と認められるものを除き、所得税法204条の「弁護士の業務」に関する報酬又は料金に含まれると解されます。

お尋ねの場合、土地の仲介手数料とのことですが、その内容は地主との間に生じた契約上のトラブルの收拾に関する成功報酬と考えられますので、弁護士の業務に関する報酬として源泉徴収が必要です。

【参考】 法204①二（報酬、料金に係る源泉徴収義務）、弁護士法3（弁護士の職務）

弁護士へ支払う旅費

Q 当社は、本社（町田）で地元の弁護士と顧問契約を結んでいますが、この度札幌支店で発生した売掛債権の回収に関する紛争解決のため、1週間ほど出張してもらい、当社の旅費規程に準じて、旅費及び宿泊料を直接本人に支払います。

この旅費等は、実費相当額ですので、社員に支払う出張旅費と同様、課税する必要はないと思いますがいかがでしょうか。

また、弁護士からの請求書に、旅行社、ホテル等に支払った領収書の添付がある場合に限り、本人に対して支払うことにしたらどうでしょうか。

A 弁護士のような事業所得者が支払を受ける旅費や宿泊料については、確定申告の際に必要な経費として控除されることもあって、その業務に関する報酬として源泉徴収の対象とすることになっています。

ただ、源泉徴収の便宜を考慮し、支払者が直接交通機関やホテル等に支払うものについては、源泉徴収の対象から除外されています。

貴社の場合は、いずれの方法とも弁護士に対して現金を交付することになりますので、原則どおり、源泉徴収しなければなりません。

なお、給与所得者が、職務遂行のために旅行をした場合に使用者から支給を受ける旅費については、非課税とされていますが、これは、給与所得の金額が、給与の収入金額から一定の給与所得控除額を差し引いて算出されることになっているため、職務遂行のための必要経費であることが明らかな旅費については、給与の収入金額に算入しないことにしているものと考えられます。 【参考】 法9①四（旅費）、基通204-2（報酬、料金等の性質を有するもの）、基通204-4（報酬又は料金の支払者が負担する旅費）

法人会の事業報告

(1月～3月)

町田法人会関係		東・全法連、その他関係団体	
61. 1. 16	会員数調査定例会	61. 1. 7	六団体賀詞交歓会
17	新設法人税務説明会	7	拡大税務懇談会
20	決算法人 〃	13	全法連賀詞交歓会
28	青年部役員会		
29	1月定例理事会		
29	南第一地区役員会		
2. 7	会員数調査定例会	2. 4	東法連第2回組織常任委員会
7	第3回常任委員会	5	〃 第3回研修委員会
12	青年部会役員会	6	〃 第3回総務委員会
14	青年部会研修 〈大蔵省印刷局〉	13	〃 第7回理事会
17	新設法人税務説明会	13	全法連第2回組織委員会
18	源泉部会研修	17	東法連2月定例事務局長会議
24	決算法人税務説明会	26	〃 第3回広報委員会
27	広報委員会		
3. 3	青梅法人会視察	3. 4	東法連厚生委員会
3	町田中央地区役員会	10	〃 第8回理事会
11	役員会		
17	会員数調査定例会		
20	新設法人税務説明会		
24	決算法人 〃		
24	町田北地区役員会		
25	婦人部会研修 〈珈琲教室〉		
27	3月定例理事会		

新 会 員 の ご 紹 介

法 人 名	代表者名	所 在 地	業 種	電 話
(有)アドホックススポーツ	田中 徹雄	原町田 6-9-19	スポーツ用品販売	29-2135
五十鈴精機(株)	谷川原允夫	小山町1470	精密機械加工・販売	54-8850
(有)向陽通信エンジニアリング	松本 亟二	原町田 3-9-20 レミション2階	電気通信事業	24-9222
アラキ住販(株)	荒木 淳	鶴川 2-15-5-202	不動産業	35-6510
吉田データシステムズ(株)	吉田 修二	金井町837-6	通信とコンピュータ 技術、文書の作成	35-3548
(株)シー・エス・シー	木村 弘文	忠生 2-1-49	電子機器設計 製作セミナー	92-0181
(株)アール・ケイ・ディ	新井 正行	〃 3-2-41	電機部品組立	92-3117
(株)サンディックス	後藤 克征	上小山田町186-9	電子機器の設計・生産	92-0307
(有)成和健商	和知 幹夫	つくし野 2-33-1	食品卸・医療機器卸	95-6153
寿工業(株)	宮内 章男	森野 1-19-15		23-5911
松田鉄筋工業(株)	松田 昭悟	下小山田791-2	鉄筋加工業	91-0809
(株)山口建設	山口 利明	〃 76	建設業	97-1640
(有)玉川ハイクリーナー	荒井やよい	森野 1-36-8	クリーニング業	23-0151
サン・アドバンス(株)	小野 忠雄	矢部町2552	ホテル・旅館 不動産管理	91-1356
(有)トキワ工機	神田 勝男	小山町75	機械部品・販売	
(株)マナオルゲルbau	松崎 讓二 中里 威	中町 3-14-2	パイプオルガン建装	29-1226
(有)ディテル企画	安達 行雄	大蔵町2144-1	建築・設計	34-2802
(有)成瀬建設	成瀬 一昭	成瀬台 3-8-7	建設業	28-9405
エリーゼ商事(株)	渡辺 一	原町田 6-10-19		22-7039
(有)よしおか	吉岡 大輔	鶴川 4-34-6	不動産管理	35-3799
(株)キヨミズ	和気 浩司	森野 4-17-16 小山ビル 3F	健康食品卸販売	23-0041
(株)東和ホーム	相川 守雄	〃 6-385-1	建築業	23-7513
千代田火災海上保険 (株)町田支社	亀井 邦也	中町 1-22-10 高尾やビル	損害保険業	22-1416
大正海上火災保険(株) 町田支社	加藤 彰三	原町田 6-3-4	損害保険業	22-7724
(株)シマダ・マート・ オフィス	島田 達雄	玉川学園 8-9-4	飲食業	23-7377

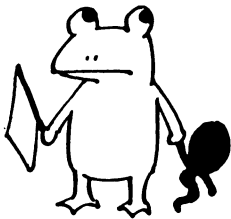
「コンピューター活用状況の視察」

昭和61年3月3日、当会岩波総務委員長、森・市川財務正副委員長および事務局より垣江・松本の2名、さらにご多忙中のなか町田税務署から法人税第一部門野坂統括官と同会津指導官のご同行を願い、青梅法人会へ電算機活用状況について視察を行いました。

当日先方は、事務局移転の翌日というお忙しい

なかにもかかわらず、高橋事務局長以下、当地青梅税務署法人税第一部門土橋統括官やコンピューターエンジニアの方々のご協力を得て、つぶさに利用範囲等を勉強してまいりました。これは大変有意義な訪問でありました。

なお、この紙面をお借りして視察先の青梅法人会に厚くお礼申し上げます。



『カエルの子はカエル』ということわざがあります。なぜカエルなのでしょう。『ブタの子はブタ』でも、『コアラの子はコアラ』でも同じことではないか、とも思いますが、ちよつと違うのです。カエルの子はご存じオタマジャクシ。しかし、オタマジャクシの姿だけ見ると、どうしてカエルの子には見えません。それが、後足が生え、次いで前足が生え、尾は消えて陸にあがつてカエルの姿になります。幼い時はまったく違った姿をしていますが、やっぱり……ということなのでしょう。

最近のカブトムシばかりでなく、オタマジャクシも店ですべて売っています。売っているのは、食用カエルのオタマジャクシがほとんどですが、アメリカ・ツメガエルの大きなオタマジャクシも見かけます。ところで、杓子のことをオタマと言うのはその形がオタマジャクシに似ているためかと思つたら、反対のようです。『大日本百科事典』によると、カエルの幼生が滋賀県・多賀神社のおまもりの御多賀杓子に似ているのでこの名がついたとか。

さて四月は入学シーズン。『カエルの子はカエル』といいますが、『トンビがタカを生む』ことだつてあるのだからと、わが子に期待をかけて学校に送り出す……。それにしても、まず大切なのは交通安全。四月六日から十五日まで『春の全国交通安全運動』が行われますが、新入学(園)児童の事故防止が重点目標の一つです。通学(園)路の点検などをきめ細かく注意したいものです。

◎歳時記◎

おたまじやくし

法人税申告の際は申告書に証紙の貼付をお忘れなく。

◎(社)町田法人会会員

◎(社)町田法人会会員

◎(社)町田法人会会員

◎(社)町田法人会会員

ご 注 意 !!

最近、会社を訪問して、税務署職員又は法人会と思わせるような言動及び名称を使い、税務に関する冊子の購入を勧誘し、購読料等（3万円～10万円）の要求をしている事例がありますが、税務署及び法人会とは全く関係ありませんのでご注意ください。

また、税務署や法人会と称し、会社の内情等を電話で聴取している事例もございますので十分ご注意ください。

もし、不審な言動をする者がおりましたら、下記へお電話下さい。

町田税務署 TEL 0427-28-7211

総務課 法人税第1部門

社団法人 町田法人会 TEL 0427-26-2453

〔税の豆知識〕

ハレーくんの税金相談



会社員の山本さん、株式の配当を申告して、所得税の還付を受けようと思いましたが何か頭を悩ましているようです。

「どうしたのですか山本さん」

「ハイ少額配当を受けたので還付申告をしようと思ったのですが、住民税がかかるのではと、ハムレットの心境なのです」

「心配御無用！ 株式の少額配当には、住民税がかかりませんから安心して還付申告を提出してください」



株式の少額配当とは、一銘柄1回5万円（1年10万円）以下のものをいいます。

寿命がのびれば、
保障ものびる。



節税をはかり、企業経営の強化をはかる

企 業 保 障 プ ラ ン

法人会の経営者大型総合保障制度

入院から看護まで……保障が充実!!

8日以上の病気入院(従来は20日以上)の病気入院

看護給付金の新設(事故・病気入院中に、所定の付添看護者の看護を受けられたとき)

すぐれた特色

- 新規加入年齢は、75歳まで。
- 自動更新で最長85歳まで保障。
- 入院・手術・通院・休業保障をふくむ給付内容。
- 医療費のお支払いも安心。
- 地震・噴火など天災による事故も保障。

引受会社

大同生命

町田支社/東京都町田市中町2-2-5
電話 (0427) 22-5756

AIU 保険会社

八王子支店/東京都八王子市東町7-3
(第百生命八王子ビル5階) 電話 (0426) 44-3151